

厚生労働大臣が定める揭示事項

1.当診療所は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.当診療所は中国四国厚生局に以下の施設基準の届出を行っています。

○基本診療料

- ・時間外対応加算1
- ・がん治療連携指導料

○特掲診療料

- ・C T撮影及びM R I撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）

○その他届出

- ・酸素の購入単価

3.明細書発行体制加算について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。